

相生学院高等学校いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的方向性

本校は単位制通信制課程の高等学校であり、生徒相互の関係が希薄であり、固定された人間関係が続くわけではないので、いじめは起こりにくいと考えがちであるが、一方で、各学習校においては、年齢だけでなく、考えや価値観、生徒実態が多様な生徒が通学しており、このことがかえっていじめにつながりやすいと考えなければならない。また、通信制高校の生徒の中には不登校を経験した生徒が多数在籍し、小・中学時代の不登校の背景を聞くといじめの問題を多くの生徒が抱えて入学していることから、いじめは「どの子にも起こりうる」だけでなく、どの「学校」でも起こりうるものであるとらえなければならない。

いじめはいじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を与えるものである。教職員はいじめが決して許されない行為であること、いじめはどの生徒も被害者、加害者になり得るものと考え、注意深く接していかなければならない。

また、教職員は、通信制に学ぶ生徒にとって家庭環境や友人関係、勉強、職場、心の悩み等様々なできごとがストレスをもたらす、それが生徒の不安や不満となっていることを理解して、日ごろから安定した学習生活を送れるよう指導に当たっていく。「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」意識を持ち、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、基本方針のもとそれぞれの役割と責任を持ちいじめ問題に取り組む。

2 いじめの定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。 《抵触する可能性のある刑罰法規》

- 冷やかしかやからかい。 -----▶ 脅迫、名誉棄損、侮辱
- 仲間はずれ、集団から無視をされる。
- 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 -----▶ 暴行
- 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。 -----▶ 暴行、傷害
- 金品をたかられる。 -----▶ 恐喝
- 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。 -----▶ 窃盗、器物破損
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。 -----▶ 強要、強制わいせつ
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 -----▶ 名誉毀損、侮辱

いじめに当たるかどうかの判断は、通信制課程の特別な環境もふまえながら、いじめられた生徒の立場に立ち行うこととする。その際は「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたりいじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認する必要がある。

3 早期発見

相生本校や各学習校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。

※「いじめ相談」の窓口があることを知らせる掲示をする。

4 早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、深刻な事態にならないように、特定の教職員で抱え込まず、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等で状況に応じて連携し速やかに協力して対応する。

いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導等、状況を十分に把握したうえで、具体的な取組を確認して、対応する。

5 家庭や地域及び関係機関等との連携

学校だけでなく家庭や地域と連携、協同した対策を進めると同時に、状況によっては、警察や福祉機関、医療機関、法務局等の専門機関と適切な連携と情報共有を図る。

第2 学校いじめ防止基本方針の策定といじめ防止対策委員会の設置

1 いじめ防止基本方針の策定

いじめの未然防止、早期発見・いじめ事案への対処のあり方、いじめ相談体制、校内研修などについて「いじめ防止基本方針」に定める。

「いじめ防止基本方針」は、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるような措置を講じる。具体的には、入学時・各年度の開始時に、単位登録生徒全員に連絡事項を発送している一斉発送で、単位登録した全生徒と保護者へ、ホームページを確認してもらう旨を依頼した関係文書を送付する。

また、いじめの向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、具体的な指導内容のプログラム化を図り、アンケート調査、いじめの通報情報共有、適切な対処のあり方についてのマニュアルを定める。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成

いじめ対策全体委員会の構成員は、

校長 副校長 教頭 教務部長 学習校校長進路指導部長総務部長 生徒指導部いじめ対策係
養護教諭 スクールカウンセリング

なお、個別の事案に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の参加を得る。

また、各学習センター、サポート校で状況に迅速に対応するために各学習校、サポート校の校長を中心にまず対応をとる。(①各学習センター委員会)。各学習センターの情報交換に努めながら問題の状況に応じて全体の委員会(②いじめ対策全体委員会)で検討・対応することとする。

(2) 役割

① いじめ対策各学習センター委員会

- ア 各学習センターでのいじめ防止対策（いじめの未然防止、いじめの対応等）の推進
- イ 情報の収集、記録、共有（個別面談等）
- ウ いじめ事案発生時の対応（確認－検討－指導、報告）

② いじめ対策全体委員会

- ア 学校いじめの牛基本方針の策定と見直し
- イ 情報の収集、記録、共有
- ウ 重大事態またはそれに準じる事態発生時への対応
（確認・通報－検討－指導、報告、経過観察、継続指導、事態収拾の判断）

第3 いじめの防止等に関する措置

I いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 新入生の対しては入学時のオリエンテーションや学習支援を充実させ、スムーズに安心して通信制の学習に取り組めるようにする。
- (2) 在校生についてもきめ細かい履修指導や進路指導を通じ、目標に向かって意欲的に学習が進むように努める。
- (3) レポート添削やスクーリングを通してわかる喜び、知識を習得し単位を修得する中で、未知なる世界を知る楽しさを伝え、達成感や充実感を味わえる学習活動を提供できるよう努力する。
- (4) 特別活動や集団活動等の体験活動や共同作業を通して心のつながりを感じ、集団の一員としての自覚や、マナーや人間関係の大切さを、いじめ防止等と呼び掛ける。
- (5) 生徒個票や生徒面談、スクーリング中の授業（面接指導）や保健室、個別対応、休憩時間等の様子について上表の共有化をはかり、細やかな生徒把握を行う。また年度の変わり目にも情報が引き継がれるようにする。
- (6) 生徒が安心して安全に学習活動ができる相生本校や各学習校の環境整備改善及びレポートやスクーリングの工夫と改善、生徒の不安や不満を理解するための職員研修をする。
- (7) いじめは『いじめ加害者』がいなければ起きない。いじめに向かわない態度・能力を育成をはかり、自己肯定感を高め、いじめをしなくてもよい心の状態を、周囲の「おとな」として生徒に接し、適切な言葉が毛や声かけができる関係を持つ。
- (8) 校内巡視、スクーリング時の巡視により、生徒の様子に目を配り、安全にスクーリングに取り組めるようにする。
- (9) 校外巡視により、地域の方との交流をはかり、教育活動への協力を得る。
- (10) 発達障害等、特別な教育的支援が必要な生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒、性同一性障害や性的思考・性自認に係わる生徒、東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により非難している生徒等の特別は配慮が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえた適切な指導及び支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。

4 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 個人面談進路相談など、生徒や保護者の悩みを受け止め、相談できる体制をつくる。
- (2) 各学習校センター他、学校全教職員の共有をはかる。
- (3) スクーリングや特別活動、学校行事後は、教職員間の生徒情報の交換をはかり、生徒への理解を共有する。
- (4) スクーリング時には、生徒に声かけをしながら校門指導、校内巡視、校外巡視を行う。いじめにつながりそうな言動・行為があれば直ちに注意する。状況により事情を聴く。
- (5) 各学習センターにパワハラ・セクハラ・いじめの相談窓口を設置し、周知をはかる。
- (6) 各学習校において定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
 - 教育相談週間の設定
 - いじめのパワハラ・セクハラ・いじめの相談窓口を設定
 - 保護者説明会等を利用して周知
 - 説明文等による周知
 - 保護者からの個別の相談もできることを周知
- (7) いじめの事実がないかどうかについて、すべての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。
 - アンケートの結果、いじめの疑いがあるものについては初動として事実確認を行う。
 - 学校内だけでなく、生徒が置かれている状況を把握するために、私的な関係にも踏み込んだアンケート調査にする。
- (8) いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、「単なるいさかいである」「よくある人間関係のトラブルである」など安易に判断をするのではなく、「いじめ」に当たるか否かの判断を組織的に行き、いじめを漏れなく認知すること。
- (9) インターネット・携帯電話等によるいじめの防止、早期発見のための取組等
 - 生徒や保護者に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育及び情宣文を配布しインターネット等によるいじめについて理解を促す。

5 いじめに対する対応

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ア 教職員は些細な兆候(これぐらい)であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に対応する。
 - その時、その場で、いじめ行為をすぐにやめさせる。
 - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置を講じる。
 - 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
 - いじめの事実について各学習センターの校長または、いじめ対策委員会を構成するいずれかの職員に速やかに通報する。
 - インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、それを印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会で対応を協議し、関係生徒から聞き取り等の調査、生徒が被害に

あった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 情報の共有

- アの情報を受けた各学習センターの校長等は、いじめを認知した場合はいじめ対策全体委員会へ報告し、情報の共有化をはかる。

(3) 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ対策委員会（各学習センターにおいては学習校委員会：以下「いじめ対策委員会」）を開き、調査の方針について決定する。
- 生徒及び教職員の聞き取りに当たってはいじめ対策委員会の教職員のほか、生徒が話しやすいよう担当する教職員を選任する。
- 調査の時点について必要な場合は、生徒へのアンケート調査を行います。質問紙調査の実施により、得られたアンケートについては、いじめられた生徒または損保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- 重大事態と判断した場合は、直ちに県教育委員会（相生市教育委員会）へ報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」に専門的な知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

ア いじめの重大事態とは、法 28 条に基づいて

- 一 いじめにより本校に在学する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

- 二 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、通学及びスクーリングや単位認定試験等を欠席しているとき。

- 通学生の場合、欠席が 30 日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

- 三 生徒や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったとき

- イ 事案について、事実関係等その他の必要な情報提供する責任を有することを踏まえ調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時適切な方法で説明する。

ウ 情報の提供

県教育委員会（相生市教育委員会）の指導・支援を受け、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果をもとに重大事態の事実関係等の情報を提供する。

また、状況に応じて、いじめを受けた生徒及び保護者の気持ち、要望や意見に十分に配慮しながら、緊急の郵送物で正確な情報を生徒や保護者に伝えることや関係機関の支援や協力を得て、他の生徒及び保護者の支援に当たる。

エ 報道への対応

個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

(4) 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会（相生市教育委員会）及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ防止対策委員会にて決定する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ防止対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- いじめ防止対策委員会の委員や学年担当者と連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応する。

いじめを受けた生徒とその保護者への支

いじめを受けた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめを受けた生徒の立場」で継続的に支援していく。

【いじめを受けた生徒への支援】

- 安心安全を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- いじめを受けた生徒にとって信頼できる人と連携し、温かい人間関係をつくる。

【いじめを受けた生徒の保護者への支援】

家庭訪問等により、速やかにいじめを受けた生徒の保護者に事実関係を伝える。

- 丁寧な話を伝え、じっくりと話を聞く。
- 心情や要望を十分に聴いたうえで、苦痛に対して本気になって精一杯の理解をしめす。
- 家庭での状況を客観的に掴み、親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- 学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

いじめを行った生徒への指導またはその保護者への支援

いじめを行った生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒の抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

【いじめを行った生徒への支援】

- 指導に当たっては複数の教員が連携して行う。
- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめを受けた生徒の苦痛に気づかせる。
- 生徒のプライバシーに十分留意して対応する。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめを行った生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- 生徒や保護者の心情に配慮し、丁寧に説明する
- いじめを行った生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには、保護者の協力が必要であることを伝える。

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒だけでなく、おもしろがって見たり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分の問題としてとらえさせる。

- いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持ち行動できるよう指導する。
- はやしたてるなどの行為はみじめに加担する行為であることを理解させる。
- 自己有用感が味わえる集団作りに努める。

(5) 関係機関への連絡

- 重大事態と判断した場合は、県教育委員会（相生市教育委員会）に速やかに連絡する。
- 生命や財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄の警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットのいじめであり、犯罪行為に当たる。

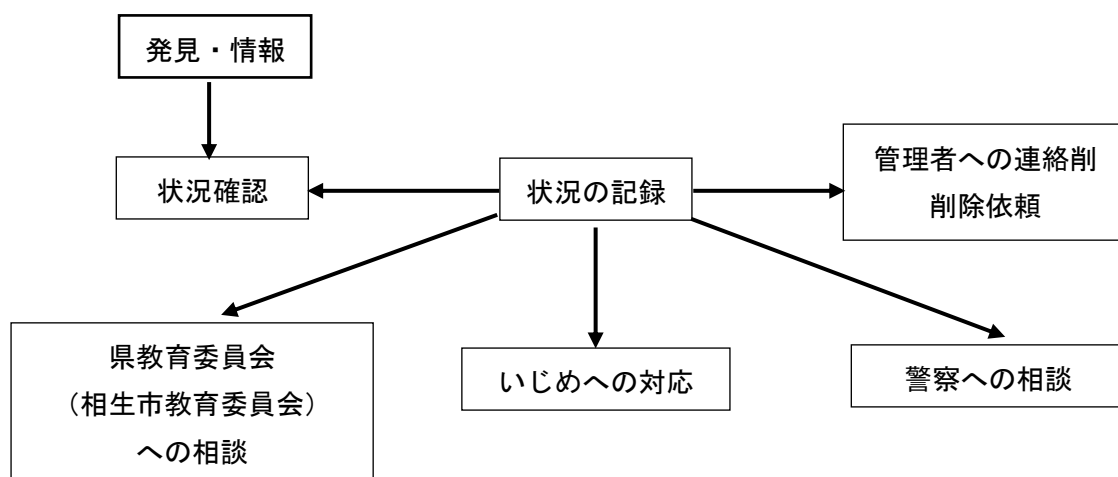
イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者の啓発を図る。
- 啓発文、啓発パンフレットを作成、集会、保護者懇談等における情報モラル教育の充実を図る。
- 生徒を対象にした講演会、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

- インターネット上の不適切な書き込み等（被害者からの訴えや閲覧者からの情報）があった場合問題の箇所を確認し、それを印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会で対策を協議し、関係生徒から聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- 教職員間にネット関連のマナー向上を推し進めるため、具体的な指導及び対応、対処について下記を基本とする。
 - 書き言葉に気をつけよう。
 - 返信がなくてもイライラしない。
 - 危なくなりかけたら、即座に切り上げる。
 - 思っている以上に不特定多数から見られている。
 - 書いたものは永遠に残る。

○ 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく「いじめ防止対策委員会(各学習センター)が適切に調査し、生徒の状況等を総合的に検討した上で校長が判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、3カ月を目安とする。

学校の職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

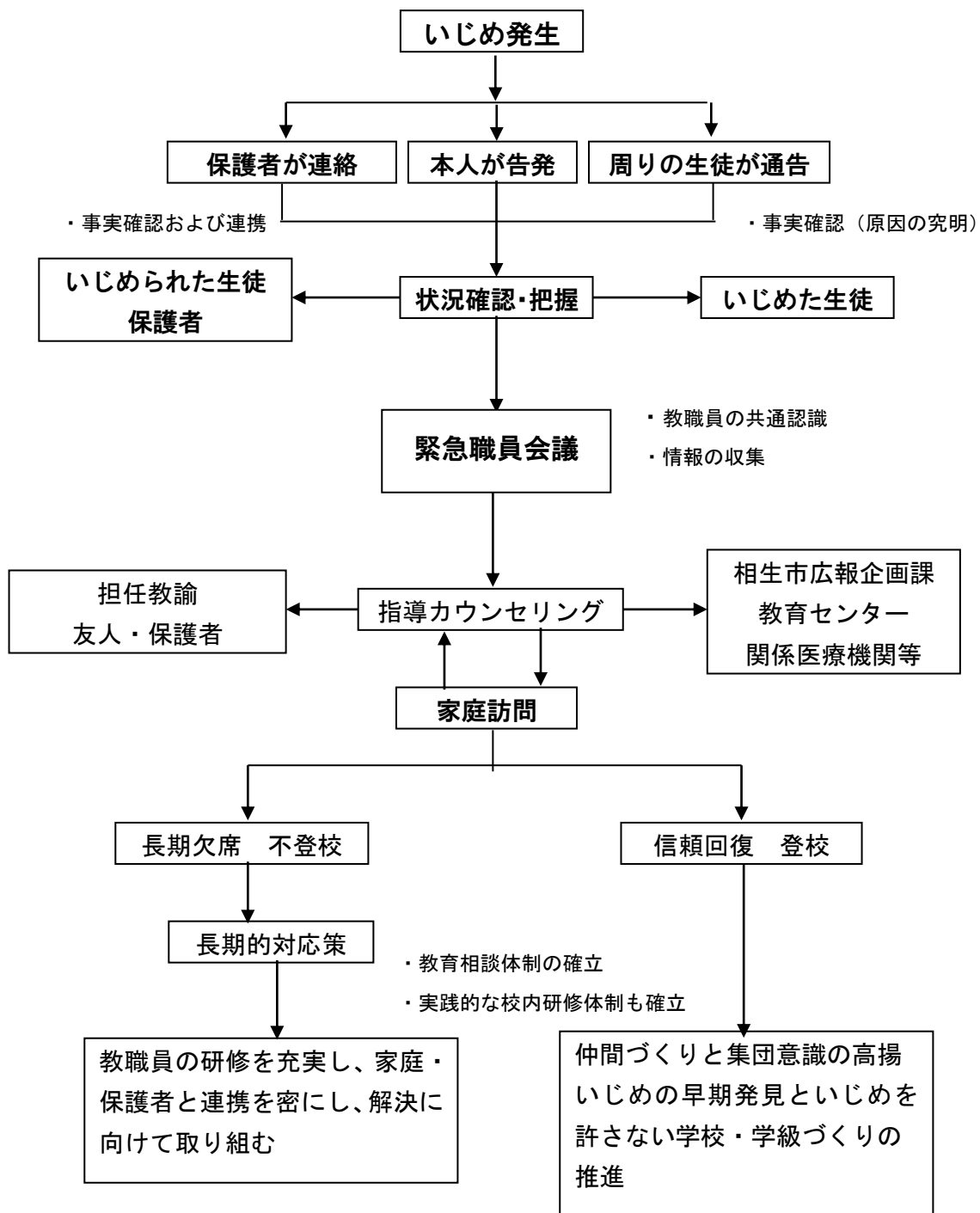
また、基本方針については、現状や課題等に応じて普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) 策定した学校基本方針は学校のホームページなどで公開する。

2 学校評価

いじめの実態把握や適切な対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分に踏まえた目標を設定し評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組みます。

【いじめが発生した場合の対処・対応】



いじめの関する発生時の対処

- いじめの対応は、いじめ被害者の救援を最優先する。
- 被害を受けた生徒の救援方法を考え、早期に対応する。あわせて、加害者である生徒についても慎重かつ厳正に対応する。
- 生徒から確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝える。さらに、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに謝罪の方法等についても考えながら指導する。